

郵便入札における再度入札実施マニュアル

(趣旨)

第1条 このマニュアルは、鹿児島県道路公社（以下「公社」という。）が実施する郵便入札における再度入札の適正な執行を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(再度入札の参加確認)

第2条 鹿児島県道路公社理事長（以下「契約担当者」という。）は、初回入札が予定価格の範囲内にないときは、直ちに初回入札の参加者全員（初回入札において失格となった者を除く。）に電話で連絡をとり、初回入札における最低入札額を告げた後、再度入札に参加するか否か確認するものとする。確認作業の期限は、特段の事情がある場合を除き、入札日当日の午後2時までとする。期限内に連絡が取れなかった者は、再度入札を辞退したものとみなす。

- 2 前項に定める確認作業は、再度入札参加確認簿（別記第1号様式）に記載し、保管しなければならない。
- 3 第1項の確認作業の結果、再度入札に参加する者（以下「再度入札参加者」という。）がなかった場合、当該入札は不調とする。

(再度入札の執行方法)

第3条 第2条の確認作業の結果、再度入札参加者が有効数に達した場合、契約担当者は以下の手順で再度入札を執行するものとする。

- ① 再度入札書の提出は、当日午後4時までとする。
- ② 公社は、再入札書を、再度入札参加者に電子メールで送信して、期限内に再度入札書を提出するよう依頼する。
- ③ 各再度入札参加者は、上記②再入札書をFAX送信または電子メールによる返信により、再度入札書（FAXまたはPDF加工されたもの等）を提出しなければならない。また、再度入札書（原本）は、速やかに契約担当者に提出しなければならない。（郵送の場合は、普通郵便で可とする。）
- ④ 契約担当者は、全ての再度入札書（FAXまたはPDF加工されたもの等）を受理したときは、直ちに当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせ、再度入札書（FAXまたはPDF加工されたもの等）の確認作業を実施しなければならない。

(落札者の決定)

第4条 契約担当者は、予定価格の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格以上で予定価格の範囲内の最低の価格）をもって再度入札した者を落札者として決定する。

- 2 契約担当者は、前項の規定により落札者を決定したときは、その旨を速やかに当該落札者に電話連絡し、契約締結事務を進めるものとする。ただし、第3条に定める再度入札書（原本）の提出がない場合は契約締結できない。

(見積書の微収)

第5条 再度入札に付し落札者場合、契約担当者は直ちに再度入札の参加者全員（再度入札において失格となった者を除く。）に電話で連絡をとり、再度入札における最低入札額を告げた後、見積書提出の意志があるか否か確認するものとする。

2 前項に定める確認作業は、再度入札参加確認簿を準用して記載し、保管しなければならない。

3 第1項の確認作業の結果、見積書を提出する者がいた場合、契約担当者は第3条の「再度入札」を「見積」と読み替え、第3条を準用して見積書を徴するものとする。

附則

このマニュアルは、令和元年12月27日から施行する。

第1号様式
令和 年 月 日

再度入札参加確認簿

(入札名) の再入札について、参加するか否か以下
のとおり、電話で確認しました。

	商号又は名称	参加の有無	日付	時間	担当者名
1		参加・不参加	令和 年 月 日		
2		参加・不参加	令和 年 月 日		
3		参加・不参加	令和 年 月 日		
4		参加・不参加	令和 年 月 日		
5		参加・不参加	令和 年 月 日		
6		参加・不参加	令和 年 月 日		
7		参加・不参加	令和 年 月 日		
8		参加・不参加	令和 年 月 日		
9		参加・不参加	令和 年 月 日		
10		参加・不参加	令和 年 月 日		

確認者 総務部 経理課
課長 印